高槻市　サービス付き高齢者向け住宅登録事務手続きフロー

事業者	都市創造部住宅政策課	健康福祉部福祉指導課

■登録手続

○事前相談 → 相談【（市）要綱　様式1-1】 → **住宅政策課**
・面積、設備基準等の確認

相談【（市）要綱　様式1-2】 → **福祉指導課**
・老人福祉法に基づく有料老人ホームの該当判断

← 回答　　回答

手続きをスムーズに行うため、開発協議、建築確認申請の前に事前相談を行ってください。
相談時には、施設概要、サービス内容の概要、建築図面等が必要です。

また、事前相談後も計画に変更があった場合は、随時ご相談ください。

・開発許可申請
（審査指導課）

○事前協議 → 事前協議 **福祉指導課**
【要綱 様式3】x3部提出（正・正・副）

・事前協議は1ヶ月以上必要とすることもありますので、期間に余裕を持って提出してください。

・サービス付き高齢者向け住宅整備事業（国庫補助）の申請をされる場合は、同時に『サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る市町村意見聴取申請書』を提出してください。

1ヶ月
程度

・建築確認申請

← 事前協議完了通知(副本返却)

・確認済証の交付

◎登録申請（要予約） —オンライン→ 登録申請書 【規則 様式1】（サ高住情報提供システムを通じ、オンラインで提出）
住宅政策課

1ヶ月
程度

← 登録通知書

■その他の手続

◎登録事項等の変更　届出（変更後30日以内）【規則（国交省・厚労省）別記様式第2号】
事業者 —オンライン→ **住宅政策課** —住宅政策課から連絡→ **福祉指導課**

○地位の承継　届出（地位承継後30日以内）【要綱 様式6】
事業者 → **住宅政策課** —住宅政策課から連絡→ **福祉指導課**

※同時に登録事項等の変更届
（◎オンライン申請）も必要

○廃業等　届出（廃業等の30日前まで）【要綱 様式7】
事業者 → **住宅政策課** —住宅政策課から連絡→ **福祉指導課**

○登録の抹消　申請【要綱 様式8】
事業者 → **住宅政策課** —住宅政策課から連絡→ **福祉指導課**

○同居　申請【要綱 様式9】
事業者 → **住宅政策課** —住宅政策課から連絡→ **福祉指導課**

○目的外使用　申請【要綱 様式11】
事業者 → **住宅政策課** —住宅政策課から連絡→ **福祉指導課**

有料老人ホームに該当するものでサ高住に登録しないものは、
有料老人ホームとしての届出が必要です。
（高槻市健康福祉部福祉指導課に届出）

◎オンライン申請
「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」を通じ、行ってください。
https://www.satsuki-jutaku.mlit.go.jp/apply.html

○書面申請

■予約・問合せ先　…都市創造部　住宅政策課（TEL：072－674－7525）